

## 高知県福祉サービス第三者評価基準

「高知県福祉サービス第三者評価基準」は、原則として国の定めるガイドラインを適用する。  
 なお、平成28年4月11日現在の基準は、下表のとおりとなる。

施設・種別				県の基準とする国のガイドライン	備考	
各施設共通評価基準		種別				
共通基準	①	共通評価基準	共通項目	○平成26年4月1日厚生労働省通知 ・雇児発0401第12号 ・社援発0401第33号 ・老発0401第11号		
	公表ガイドライン		/	○平成26年4月1日厚生労働省通知 ・雇児発0401第12号 ・社援発0401第33号 ・老発0401第11号		
	①	保育所	① 保育所	○平成28年3月1日厚生労働省通知 ・雇児発0301第3号 ・社援発0301第2号		
	②	障害者・児施設	② 障害者・児施設	平成17年3月29日厚生労働省通知 ・雇児福発第0329001号 ・社援基発第0329001号 ・障障発第0329001号		
	③	婦人保護施設	③ 婦人保護施設	平成18年6月13日厚生労働省通知 ・雇児福発第0613002号 ・社援基発第0613001号		
	④	児童館・放課後児童クラブ	④-1	大型児童館	平成18年8月31日厚生労働省通知 ・雇児育発第0831001号 ・社援基発第0831001号	※児童館については、県で独自に細分化
			④-2	小型児童館・児童センター		
④-3			放課後児童クラブ			
⑤	高齢者施設	⑤ 高齢者施設	平成25年3月29日厚生労働省通知 ・社援基発0329第5号 ・老高発0329第3号 ・老振発0329第6号			
社会的養護施設	①	児童入所施設	①-1	児童養護施設	/	※社会的養護施設については、全国共通の基準が適用される
			①-2	母子生活支援施設		
			①-3	乳児院		
	②	情緒障害児短期治療施設				
	③	児童自立支援施設				
④	児童自立生活援助事業	④	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	平成22年3月30日厚生労働省通知 ・雇児福発0330第2号 ・社援基発0330第4号		
		⑤	小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）			